

第1号様式 (第9条関係)

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 29 年度	次回見直し予定	平成 34 年度
条 例 名	神奈川県歯及び口腔 ^{くわう} の健康づくり推進条例				
条 例 番 号	平成 23 年神奈川県条例第 1 号	法 規 集	第 8 編第 7 章第 3 節の 2		
所 管 室 課	保健福祉局保健医療部健康増進課				
条 例 の 概 要	歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	歯及び口腔の健康づくりは、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすものであり、県民の歯及び口腔の健康づくりに係る関係者の責務や基本的施策等を定めた本条例は現在でも必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例第 11 条に基づき、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的な推進を図るために「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定している。この計画による取組みを推進し、80 歳 (調査対象は、75 歳から 84 歳まで。) で 20 本以上の歯を有する者の割合の上昇など多くの指標において成果を上げており、現行の内容で有効に機能している。			80 歳で 20 本以上の歯を有する者の割合 平成 22 年 34.6% 平成 25 年～27 年の平均 44.7%
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画については、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会や歯及び口腔の健康づくり推進委員会から意見を聴いた上で計画的に推進している。 また、当該計画に沿った施策の実施結果について、同協議会の評価を受けるなど検証しており、効率的に推進している。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	「かながわグランドデザイン」実施計画の主要施策の一つとして「歯及び口腔の健康づくりの推進」が位置付けられており、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、総合的かつ計画的に施策を策定し、実施するために定めたものであり、歯科口腔保健の推進に関する法律の基本理念とも合致していることから、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。 			<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>	